

新たな化学物質規制は全ての業種が対象です！！

# 職場の化学物質を適切に管理していますか？

## 労働安全衛生関係法令が改正されています

福井労働局・福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署



### 1 新たな規制の概要

※QRコードはクリックできます

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害（がん等の遅発性<sup>※</sup>疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則<sup>※</sup>の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

### 2 職場で製造・取り扱う化学物質を確認しましょう！

#### まずは身近な製品のラベルをチェック！

右図で示すようなマークが表示されている製品には危険性・有害性があります。

美容院で使う毛染め剤にも



職場で製造・取り扱う製品に次のようなものはありませんか。（単に使用することも取扱うこととなります。）

掃除で使う洗浄剤にも



食品加工工場の洗浄剤にも



接着剤、吸着剤、芳香剤、消臭剤、凍結防止剤  
合金、消毒剤、害虫駆除剤、コーティング、塗料、うすめ液、  
肥料、燃料、表面処理剤（めっき処理剤）、インク、  
中和剤、染色剤、仕上げ剤、潤滑剤、グリース、剥離剤  
化学薬品、漂白剤、洗濯用洗剤、洗浄剤…etc

私たちの職場では、様々な化学製品を取り扱っています！

### 3 該当する製品のSDSを確認しましょう

SDSがない場合は、譲渡者または提供者に発行するよう求めましょう。

該当する製品に“リスクアセスメント対象物”が含まれていないかSDS（安全データシート）を確認しましょう。

3. 組成及び成分情報	単一製品	化学名
単一製品・混合物の区別	単一製品	
化学名又は一般名	エチレングリコール (Ethylene glycol)	
別名	1, 2-エタンジオール (1,2-Ethandiol)	
	1, 2-ジヒドロキシエタン (1,2-Dihydroxyethane)	
濃度又は濃度範囲	99%以上	濃度
分子式 (分子量)	C2H6O2 (62.07)	
化学特性 (示性式又は構造式)	HO—CH <sub>2</sub> —CH <sub>2</sub> —OH	
CAS番号	107-21-1	CAS番号
官報公示整理番号 (化審法)	(2)-230	
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし	

15. 適用法令  
法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに  
変更あり

4. 応急措置	吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢をとらせること。
安全データシート		
エチレングリコール		
作成日 2008年10月06日		
改訂日 2015年3月31日		
1. 化学品等及び会社情報	化学品等の名称	エチレングリコール (Ethylene glycol)
	化学品コード	H26-B-0017(製品コードなし)
	会社名	〇〇〇株式会社
	住所	東京都△△区△△町△△番地
	電話番号	03-1234-5678
	ファックス番号	03-1234-5678
	電子メールアドレス	連絡先@検索.or.jp
	緊急連絡電話番号	03-1234-5678
	推奨用途及び使用上の制限	本物質の主な用途は、ポリエステル繊維原料、不凍液、グリセリンの代用、溶剤(酢酸ビニル系樹脂)、耐寒潤滑油、有機合成(染料、香料、化粧品、ラッカー)、電解コンデンサー用ペースト、乾燥防止剤(にかわ)、医薬品、不凍ダイナマイト、界面活性剤、不飽和ポリエステルである

SDSの組成及び成分情報を確認して、どのような化学名の化学物質を含むものか把握しましょう。

このとき、化学物質は別名があることが多いですので、CAS番号も把握しましょう。

※ 該当する製品が、“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”であれば、SDS交付の義務対象から外れます。

雇入れ時教育として、使用する化学物質の有害性等に関する事項等を教育する必要もあることも押さえておきましょう。

“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”について詳しくはQ6をご参考に→





## ◆ P8で後述する皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の調べ方

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の一覧表はこちらに→

- 厚生労働省HP内にて皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質、皮膚刺激性有害物質（国が公表するGHS分類の結果があるものに限る）、特別規則に基づく使用義務物質のリストを公表しています。右のQRコードから確認しましょう。

※ 皮膚等障害化学物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質（厚生労働省でリスト化していません）+皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（厚生労働省で対象物質リストを公表しています。）



## 5 リスクアセスメント対象物に係る化学物質管理者を選任しましょう。

令和6年4月1日施行

リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱い、譲渡し又は提供する事業場は、化学物質管理者を選任する必要があります（労働安全衛生規則第12条の5第1項、第2項関係）。

### ◆ リスクアセスメント対象物の製造事業場

リスクアセスメント対象物を製造する事業場は、右図の表1.1の専門的講習を受講した者の中から化学物質管理者を選任しなければなりません。

表1.2により、化学物質管理者講習の免除を受けることができるものに該当する場合、一部科目の受講を免除できます。

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	2 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の暴露の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2 時間
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	1 時間
【実習】化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	3 時間

免除を受けることができる者	科目
有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性及び有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性及び有害性等の調査

### ◆ リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場

### ◆ リスクアセスメント対象物を譲渡または提供する事業場

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場や譲渡または提供する事業場は、化学物質管理者を選任する必要がありますが、右図の表1.3の講習を受講した者であることが望ましいです。

化学物質管理者の選任要件は、「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められてる者」であり、事業者の裁量によります。

リスクアセスメント対象物の製造事業場では、表1.1の専門的講習を受講した者から選任しなければなりません。製造事業場以外の事業場では、化学物質管理者の候補として、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業環境測定士、作業主任者など、化学物質について専門的な知識を有する者が候補になります。

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の暴露の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30 分



## 6 化学物質管理者の職務に関すること

化学物質管理者の職務は、次の化学物質の管理にかかる技術的事項を管理することです。

- 1、ラベル表示及びSDS交付に関すること
- 2、リスクアセスメントの実施に関すること
- 3、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること
- 4、リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
- 5、リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
- 6、リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録・保存並びに労働者への周知に関すること
- 7、1～4の事項の管理をするに当たって労働者に対する必要な教育に関すること

譲渡又は提供のみを行う事業場で選任する化学物質管理者は、上の青枠内の1及び7の管理に係る技術的事項を管理する義務があります。

化学物質管理者を選任したら、その氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等して関係労働者に周知しましょう。

化学物質管理者

氏名 福井 太郎

↑ 化学物質管理者にかかる氏名の掲示の例

リスクアセスメント対象物を譲渡・提供する者は「人体に及ぼす作用」について、定期的（5年以内ごと）に確認し、変更があるときは確認後1年以内に更新しなければなりません。更新した場合は、変更内容の通知をすることとなります。（第34条の2の5第2項、第3項関係）

## 7 使用する化学物質について、リスクアセスメントを実施しましょう。

労働安全衛生法第57条の3の規定により、リスクアセスメントを実施しましょう。

### ◆ リスクアセスメントを実施する化学物質

義務

努力義務

- ・特別規則対象物質（123物質）
- ・リスクアセスメント対象物

- ・リスクアセスメント対象物以外に、GHS分類の結果、物理化学的危険性または健康有害性の危険有害性区分が付与される物質

4で把握したリスクアセスメント対象物を確認しましょう！

### ◆ リスクアセスメントを実施するとき

義務

努力義務

- ・新たにリスクアセスメント対象物を原材料等として採用あるいは変更することになったとき
- ・リスクアセスメント対象物を取り扱う作業方法や手順が新たに採用あるいは変更になったとき
- ・化学物質等の危険性・有害性の情報に変化が生じたとき

（※過去に提供されたSDSの危険性または有害性にかかる情報が変更され、その内容が事業者に提供された場合、濃度基準値が新たに設定された場合または当該値が変更された場合を含むこと）

- ・化学物質等に関連した労働災害が発生した場合のうち、過去のリスクアセスメント等の内容に問題があることが分かったとき
- ・前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年劣化や労働者入れ替わり、新たな安全衛生の知見が集積された場合
- ・当該化学物質等を製造し、または取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

厚生労働省作成の支援ツール等を活用して、リスクアセスメントを実施しましょう。  
 厚生労働省では、“コントロール・バンディング”、業種別のリスクアセスメントシートを公開  
 していますが、有害性・危険性のどちらも調査できるものは、“クリエイト・シンプル”だけです。  
 下図が、クリエイト・シンプルな活用のイメージ図です。  
**クリエイト・シンプルは操作方法が分かれば、専門的な知識がなくても  
 リスクアセスメントを実施できます。**

クリエイト・  
 シンプルは  
 こちらから  
 →



**CREATE-SIMPLE ver 3.0**  
 - サービス業など幅広い職種に向けた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

※ 説明:  
 ● 100ppm以上の値は、労働者の健康被害への懸念について評価をします。  
 ● CREATE-SIMPLEは、作業場の結果（吸入+経皮）への影響（有害性の評価）について評価し、対策の検討を支援します。  
 ● SOEを確認して対策を決定し、以下のSTEP1から評価を入力してください。

**STEP 1** 対象製品の基本情報を入力しましょう。

タイトル	製品●●のリスクアセスメント
実施場所	作業場A
製品ID等	P005-000
製品名等	製品●●
作業内容等	製品●●を10分間取り扱う作業
備考	A業務所に使用

リスクアセスメント対象  吸入  経皮吸収  危険性 (爆発・火災)  性状  液体  固体

**STEP 2** 取扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索	物質名	CAS RN	CAS RN	危険性	CAS RN	危険性	CAS RN	危険性
1	エチレンジオール	107-21-1						

物質名: エチレンジオール 含有率 [%wt]: 90

物質名	CAS RN	CAS RN	CAS RN	CAS RN	CAS RN	CAS RN	CAS RN	CAS RN	
急性毒性 (吸入、経皮) - 区分4	3時間経皮吸収率: 10 ppm	慢性毒性 (経皮) - 区分4	経皮経皮吸収率: 50 ppm	急性毒性 (経皮) - 区分2B	経皮経皮吸収率: 25 ppm	慢性毒性 (経皮) - 区分2B	経皮経皮吸収率: 50 ppm	急性毒性 (経皮) - 区分1	経皮経皮吸収率: 10 ppm

**STEP 3** 以下の作業内容に関する質問に答えましょう。

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。  
 少量 (100mL以上~1000mL未満)

Q2 スプレー作業など空気中に飛散しやすい作業を行っていますか。  
 いいえ

Q3 化学物質を塗布する合計面積は1m2以上ですか。  
 いいえ

Q4 作業場の換気状況はどのくらいですか。  
 換気レベルE (囲い式局所排気装置)

Q5 1日あたりの化学物質の作業時間 (ばく露時間) はどのくらいですか。  
 3時間超~4時間以下

Q6 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか。  
 週1回以上

STEP 1~STEP 3の質問に回答して、STEP 4のリスクの判定をクリックしましょう。

**STEP 4 リスクの判定**

リスクを判定 実施レポート出力

No	CAS RN	物質名	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度			リスクレベル			危険性 (爆発・火災等)		
			吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収		合計 (吸入+経皮)	
1	107-21-1	エチレンジオール	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	0.005~0.05 ppm	0.2 ppm	1400 mg/day	I	I	III	III	I	
2	98-01-1	フルアルール	0.2 ppm	0.6 ppm	5.892 mg/day	0.003~0.03 ppm	0.12 ppm	278 mg/day	II-A	II	IV	IV	II	

判定結果  
 有害性: 高度基準値設定物質の長時間 (8時間) がばく露の評価結果は良好です。換気設備、作業手袋などの管理に努めましょう。高度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気設備、作業手袋などの管理に努めましょう。皮膚保護等防止用保護具の測定マニュアルに従い、適切な皮膚保護等防止用保護具を着用しましょう。  
 危険性 (爆発・火災等): 引火するおそれがあるため、着火源の除去、燃焼性蒸気の形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、燃焼性蒸気の形成防止対策を徹底しましょう。

**リスク低減対策の検討**

※リスク低減対策の検討のQ1~Q15の選択枝を変更し、【再度リスクを判定】をクリックすることによって、リスク低減対策の結果が表示されます。

設問	現状	対策後	リスク低減対策の検討
Q1. 取扱量	少量 (100mL以上~1000mL未満)	少量 (100mL以上~1000mL未満)	少量 (100mL以上~1000mL未満)
Q2. スプレー作業の有無	いいえ	いいえ	いいえ
Q3. 塗布面積1m2超	いいえ	いいえ	いいえ
Q4. 換気レベル	換気レベルE (囲い式局所排気装置)	換気レベルE (囲い式局所排気装置)	換気レベルE (囲い式局所排気装置)
Q5. 作業時間	3時間超~4時間以下	3時間超~4時間以下	3時間超~4時間以下
Q6. 作業頻度	3日/週	3日/週	週1回以上 3 日/週
Q7. ばく露の変動の大きさ	ばく露濃度の変動が小さい作業	ばく露濃度の変動が小さい作業	ばく露濃度の変動が小さい作業
[オプション] 呼吸用保護具	フィットテストの方法	フィットテスト	フィットテスト
Q8. 接触面積	両手の手のひらに付着	両手の手のひらに付着	両手の手のひらに付着
Q9. 化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している
Q10. 保護具の教育	教育や訓練を行っていない	十分な教育や訓練を行っている	十分な教育や訓練を行っている

“実施レポートに出力”をクリックして、“リスク低減対策の検討”に入力しましょう。

対策後に、“推定ばく露濃度”の値が“ばく露限界値”以下になったことを確認しましょう。ばく露限界値以下となっていない場合、リスク低減対策の検討内容を変更し、“リスクの再判定”をクリックしましょう。

**リスクの再判定結果**

No	CAS RN	物質名	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度			リスクレベル			危険性 (爆発・火災等)		
			吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収		合計 (吸入+経皮)	
1	107-21-1	エチレンジオール	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	0.005~0.05 ppm	0.2 ppm	1400 mg/day	I	I	III	III	I	
2	98-01-1	フルアルール	0.2 ppm	0.6 ppm	5.892 mg/day	0.003~0.03 ppm	0.12 ppm	278 mg/day	II-A	II	IV	IV	II	

判定結果  
 有害性: 高度基準値設定物質の長時間 (8時間) がばく露の評価結果は十分に良好です。高度基準値設定物質の短時間の評価結果は十分に良好です。皮膚保護等防止用保護具の測定マニュアルに従い、適切な皮膚保護等防止用保護具を着用しましょう。皮膚保護等防止用保護具の測定マニュアルに従い、適切な皮膚保護等防止用保護具を着用しましょう。引火するおそれがあるため、着火源の除去、燃焼性蒸気の形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、燃焼性蒸気の形成防止対策を徹底しましょう。

**リスク低減措置の検討結果**

検討したリスク低減措置の内容、実施時期等  
 取り扱い時には、防毒マスク (全面形面体) を着用することし、作業前には事前にフィットテストを実施させること (R6.4.1~)  
 耐透過性・耐浸透性の手袋の着用させ、十分な教育や訓練を行うこと (R6.4.1~)

5

リスク低減措置の内容や実施時期等守るべき決め事を記載して、“保存ボタン”をクリックしましょう。

1、リスク低減措置の種類と検討の優先順位

労働安全衛生規則第577条の2第1項の規定により、リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場では、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露する程度を最小限度にしなければなりません。リスクを低減させるための措置には、検討する優先順位があります。



リスク低減措置として、呼吸用保護具を使用する場合は、濃度基準値の設定の有無にかかわらず、その適切な装着を1年に1回、JIS T 8150に定める方法またはこれと同等の方法によりフィットテストを実施し、定期的に確認しましょう。

2、濃度基準値が設定された物質について、ばく露を基準値以下とする措置

令和6年4月1日施行  
(一部は令和5年4月1日施行)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定により、濃度基準値が設定された物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下としなければなりません。

濃度基準値とは、労働安全衛生法第22条に基づく健康障害を防止するための基準であり、全ての労働者のばく露がそれを上回ってはならない濃度の基準をいいます。この濃度基準値には、

8時間濃度基準値と短時間濃度基準値の2種類があります。濃度基準値が設定された物質について、濃度基準値以下であることを確認する方法には、次の方法があります。

濃度基準値の設定について、ヒトに対する発がん性が明確な物質については濃度基準値を設定することが困難であるため同値は設定されていません。しかし、ばく露する程度を最小限度にする必要がありますので注意しましょう。

濃度基準値が設定されている場合

濃度基準値が設定されていない場合

実測値が得られていれば、  
①濃度基準値と実測値を比較する

濃度基準値設定物質の一覧表はこちらに →

実測値が得られていなければ、  
①クリエイト・シンプルにおいてばく露濃度を推定する  
②数理モデルにより気中濃度を推定する

実測値が得られていれば、  
①濃度基準値と動物実験データ等から推定したばく露限界値を比較する  
②濃度実測値と許容濃度/ACGIH TLV値等を比較する

実測値が得られていなければ、  
①クリエイト・シンプルを使用してばく露濃度を推定し管理目標濃度と比較する  
②業種別リスクアセスメントシートを活用したマトリクス法等によるアセスメントを実施する

濃度基準値が設定されている物質について、ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するために、確認測定を行いましょう。

確認測定の詳細はこちらに → 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和6年5月8日改正)

クリエイト・シンプルの活用例

濃度基準値が設定されている場合

リスクの再判定結果

	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度		
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収
1	107-21-1 エチレングリコール					
現状	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	2~20 ppm	80 ppm	1400 mg/day
対策後	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	0.0001~0.001 ppm	0.004 ppm	70.3 mg/day

例：エチレングリコール  
エチレングリコールは濃度基準値設定物質です。  
8時間濃度基準値(10ppm)と短時間濃度基準値(50ppm)が規定されています。  
リスクアセスメントを行いリスク低減措置を行うことで、上図の右側のとおり、吸入(短時間)については、推定ばく露濃度が80ppmから0.004ppmまで下がり濃度基準値(50ppm)以内になりました。

濃度基準値が設定されていない場合

リスクの再判定結果

	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度		
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収
1	77-78-1 硫酸ジメチル					
現状	0.1 ppm	0.3 ppm	3.867 mg/day	2~20 ppm	80 ppm	21.8 mg/day
対策後	0.1 ppm	0.3 ppm	3.867 mg/day	0.0001~0.001 ppm	0.004 ppm	1.09 mg/day

例：硫酸ジメチル  
硫酸ジメチルは濃度基準値が設定されていません。  
クリエイト・シンプルを使用してばく露濃度を推定し管理目標濃度と比較します。  
リスクアセスメントを行いリスク低減措置を行うことで、上図の右側のとおり、吸入(短時間)については、推定ばく露濃度が80ppmから0.004ppmまで下がり濃度基準値(0.3ppm)以内になりました。



## 1、安全衛生委員会等におけるリスクアセスメントの調査審議等を行いましょ。

常時50人以上の事業場では、衛生委員会を設置し、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露する程度を最小限度にするための措置及びリスクアセスメント健康診断の実施等を調査審議することとなっています。(労働安全衛生規則第22条関係)

また、常時50人未満の事業場であっても、リスクアセスメントに関すること等について関係労働者の意見を聴取する機会を設けましょ。(労働安全衛生規則第23条の2 関係)



## 2、リスクアセスメントの結果等に基づく措置の内容等に係る記録を保存し、周知しましょ。

1年を超えない期間ごとに1回、定期に記録を作成しましょ。リスク低減措置の状況、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取に係る記録を作成し、3年間(がん原性物質については、加えて、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、がん原性物質のばく露の状況、並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要について記録を作成し、30年間)保存しましょ。(労働安全衛生規則第577条の2 第11項関係)

## ※記録の様式例

クリエイト・シンプルで  
出力可能な「実施レポート」  
や「結果一覧」等もリスクア  
セスメント結果の記録として  
ご活用いただけます。

がん原性物質の  
一覧表はこちらに↓



① 事業場名:		② 業種:		③ 代表者名:	
④ 化学物質管理者名:		⑤ 記録作成日:			
⑥ 事業場で作成・交付しなければならないラベル表示・SDSの数: (法第57条の2) ※本社等で一括して作成している場合を除く					
⑦ リスクアセスメント対象物数: (法第57条の3、法第28条の2)		⑧ (義務対象物数):			
⑨ リスクアセスメント対象物について収集したSDSの数:					
⑩ リスクの見積りの方法及び適用場所数又は対象者数: 作業環境測定:      ばく露測定:      クリエイトツール:      マニュアル準拠:      その他:					
⑪ リスクの見積りの結果に基づき対策が求められた作業場所又は労働者数: 作業場所:      労働者数:					
⑫ リスクの見積りの結果に基づきばく露低減のために検討した対策の種類及びその数: 代替物:      密閉化:      換気・排気装置:      作業改善:      保護具:      その他:					
⑬ リスクの見積りの結果に基づき燃発・火災防止のために検討した対策の種類及びその数: 代替物:      密閉化:      換気・排気装置:      着火源除去:      作業改善:      保護具:      その他:					
⑭ リスクの見積りの結果に基づき実施した対策の種類及びその数: 代替物:      密閉化:      換気・排気装置:      着火源除去:      作業改善:      保護具:      その他:					
⑮ 皮膚障害等化学物質への直接接点の防止: 対象物数:      対象労働者数: (安衛則第594条の2)					
⑯ 濃度基準値を超えたばく露を受けた労働者の有無: 有り(人数: )      無し (安衛則第577条の2)					
取られた対策(措置)の種類:					
⑰ 労働者に対する取扱い物質の危険性・有害性等の周知: 実施日:      人数:      実施日:      人数:      実施日:      人数:					
⑱ リスクアセスメントの方法、結果、対策等に関する労働者の教育: 実施日:      人数:      実施日:      人数:      実施日:      人数:					
⑲ 労働災害発生時対応マニュアルの有無: 有り      無し					
⑳ 労働災害発生時対応を想定した訓練の実施: 有り      無し					
㉑ 労働災害発生時等の労働基準監督署長による指示の有無: 有り(回数: )      無し (安衛則第34条の2の10)					

## 3、リスクアセスメント結果の労働者への周知を行いましょ。

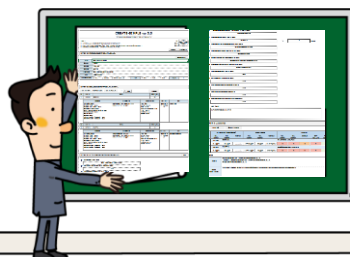
労働安全衛生規則第34条の2の8の規定により、リスクアセスメントを行ったときは、リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に周知する必要があります。

## 周知すべき事項

- ・リスクアセスメントの対象物の名称
- ・対象業務の内容
- ・リスクアセスメントの結果
- ・実施するリスク低減措置の内容

## 周知の方法

- ・作業場の見やすい場所に常時掲示、または備え付け
- ・電子媒体で記録し、作業場に、常時確認可能な機器を設置 等



化学物質管理者を選任した事業者であって、リスクアセスメントの結果、労働者に保護具を使用させることとしたときは、保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。（労働安全衛生規則第12条の6 関係）

保護具着用管理責任者は、事業場ごとに、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することと定められています。



具体的には、

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・第一種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者（安衛則第10条の規定に基づき事業場に衛生管理者として選任された医師、歯科医師、教諭免許状所持者等は該当しない。）
- ・次のいずれかの技能講習を修了した者：「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」
- ・登録教習機関が行う安全衛生推進者に係る講習を修了した者
- ・大学を卒業後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・高等学校を卒業後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

上記に該当する者から選任する場合、右図の教育を受講した者から選任することが望ましいです。

上記に該当する者がいない場合は、右図の教育を受講した者から選任しなければなりません。

学科学目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令 実技科目	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

(計 6時間)

保護具着用管理責任者の職務は、次の事項を管理することです。

- ・保護具の適正な選択に関すること
- ・労働者の保護具の適正な使用に関すること
- ・保護具の保守管理に関すること

保護具着用管理責任者

氏名 福井 太郎

↑ 保護具着用管理責任者にかかる氏名の掲示の例

保護具着用管理責任者を選任したら、その氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等して関係労働者に周知しましょう。

## 11 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

令和6年4月1日施行  
(一部は令和5年4月1日施行)

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され、健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止保護具を使用させなければなりません。（労働安全衛生規則第594条の2 関係）

※皮膚等障害化学物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質（厚生労働省でリスト化していません）+ 皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（厚生労働省で対象物質リストを公表しています）

① 健康障害を起こすおそれがあることが明らかな化学物質等（皮膚等障害化学物質）を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等の適切な保護具を使用する（義務）

保護手袋の選定に当たっては最終頁の付録「皮膚等障害化学物質への直接接触の防止」の「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」等をふまえましょう

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（左記の労働者を除く）

保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等の適切な保護具を使用する（努力義務）

③ 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものは皮膚障害等防止用保護具の着用が不要

健康障害を起こすおそれがないことが明らかな物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、かつ、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除きます。いずれにおいても、経皮による健康有害性のおそれのないものが含まれます。



リスクアセスメント対象物健康診断（以下「第3項健診」といいます。）は、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発症リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するものです。（労働安全衛生規則第577条の2第3項関係）

**リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、その結果に基づき、第3項健診の実施の要否を判断する必要があります。**

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインはこちらに →



厚生労働省では、リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインを公表し、実施の要否の判断方法を次のとおりとしています。

以下の状況を勘案し、労働者の健康障害発生リスクが許容できる範囲を超えるか否か検討しましょう。

○ ①当該化学物質の有害性及びその程度、②ばく露の程度や取扱量、③労働者のばく露履歴、④作業の負荷の程度、⑤工学的措置の実施状況、⑥呼吸用保護具の使用状況等

○ 以下のいずれかに該当する場合は、健康診断を実施することが望ましいです。①濃度基準告示第3号に規定する努力義務を満たしていない場合、②工学的措置や保護具でのばく露の制御が不十分と判断される場合、③濃度基準値がない物質について、漏洩事故等により、大量ばく露した場合、④リスク低減措置が適切に講じられているにも関わらず、何らかの健康障害が顕在化した場合等

○ 安衛則第577条の2第11項※に基づく記録の作成の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましいです。

※ 同項の規定では、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが義務づけられています。

○ 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和7年3月31日までにリスクアセスメントを実施し、第3項健診の要否を判断することが望ましいです。

○ 第3項健診の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましいです。

○ 第3項健診の実施頻度は、産業医または医師等の意見に基づき事業者が判断してください。

○ 健診の検査項目は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施してください。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定してください。

リスクアセスメント対象物健康診断（以下「第4項健診」といいます。）は、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることから、速やかに実施する必要があるものです。（労働安全衛生規則第577条の2第4項関係）

労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合とは、次の場合をいいます。

- ・ 呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、①工学的措置が適切に実施されていないことが判明した場合、②必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合、③呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合、④その他、工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合

- ・ 漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合

○ 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要があります。

○ 健診の検査項目は、8時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施してください。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定してください。

## 14 リスクアセスメント対象物健康診断の結果の保存等

令和6年4月1日施行

○ リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断個人票を作成し、これを5年間（リスクアセスメント対象物が厚生労働大臣が定めるがん原性物質である場合は30年間）保存しなければなりません。（労働安全衛生規則第577条の2第5項関係）

なお、リスクアセスメント対象物健康診断に係る労働基準監督署等への報告義務はありません。

○ リスクアセスメント対象物健康診断の結果、リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。（労働安全衛生規則第577条の2第6項関係）

様式第24号の2（第27条の2関係）（様式）

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏名	生年月日		職		雇入れ年月日		職			
	年	月	種	別	年	月	種	別		
製造し、又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称										
健康診断実施者					医師・歯科医師					
健康診断年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
健康診断の種類		種	別	種	別	種	別	種	別	種
医師又は歯科医師の診断										
健康診断を実施した医師又は歯科医師の氏名										
医師又は歯科医師の意見										
意見を述べた医師又は歯科医師の氏名										
備 考										

## 15 事業場内別容器保管時の措置

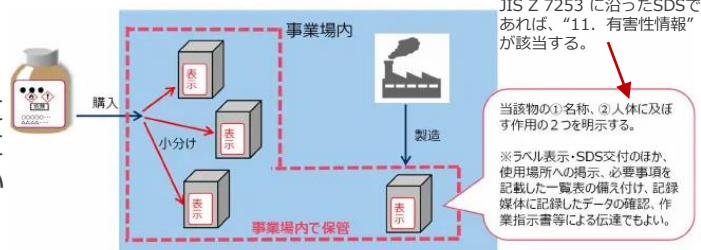
令和5年4月1日施行

事業場内で、小分けして保管する場合は、ラベル表示・文書の交付、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、内容を常時確認できる機器を設置、作業手順書・作業指示書によって伝達する等の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

（労働安全衛生規則第33条の2関係）

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合（対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器で保管を伴わない場合は対象外）

- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



○ 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置、流出その他事故発生時の応急措置を記載した文書を交付しなければなりません。（労働安全衛生規則第662条の4 関係）

○ 請負人が自ら調達した通知対象物については、請負人がSDS等を受領し、必要な対応を図ることが可能ですので、注文者の措置義務には該当しません。

## 17 有害原因の除去

○ 有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発生し、放電アーク、レーザー光線、プラズマ等による有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又振動を発生し、病原体によって汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければなりません。（労働安全衛生規則第576条関係）

機械の改善等必要な措置には、次のものがあります。

- ①有害物取り扱い作業、高熱、騒音等を伴う作業等は、隔離室を設け、遠隔操作で行うこと
- ②超音波溶着機等には、インターロック、自動しゃ断装置を設けること
- ③有害な光線、超音波等には、しゃへい板、しゃへい壁を設けること
- ④振動工具等には、防振装置を取り付けること
- ⑤精密工作、測定等の作業には、拡大投影装置等を用いること

## 18 ガス等の発散の抑制等

○ ガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければなりません。（労働安全衛生規則第577条関係）

必要な措置とは、機械又は装置の内部の気体、液体等が発散し又は漏えいする場合、場内空気が有害濃度にならないよう、覆い、蓋等で閉鎖し、発散又は漏えいをなくすことをいいます。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の概要

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項第2号の「化学物質の製造、取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者」は、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第662条の4第1項に規定する事項を記載した文書を、労働安全衛生法第10条第1項第2号の「請負人」に交付しなければならない。

労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第576条関係

労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第577条関係

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項第2号の「化学物質の製造、取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者」は、労働安全衛生法第10条第1項第2号の「請負人」に、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第662条の4第1項に規定する事項を記載した文書を交付しなければならない。

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項第2号の「化学物質の製造、取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者」は、労働安全衛生法第10条第1項第2号の「請負人」に、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第662条の4第1項に規定する事項を記載した文書を交付しなければならない。

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項第2号の「化学物質の製造、取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者」は、労働安全衛生法第10条第1項第2号の「請負人」に、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第662条の4第1項に規定する事項を記載した文書を交付しなければならない。

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項第2号の「化学物質の製造、取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者」は、労働安全衛生法第10条第1項第2号の「請負人」に、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第662条の4第1項に規定する事項を記載した文書を交付しなければならない。

はこちらに  
→



新たな化学物質規制項目の施行期日			
規制項目	2022(R4) 5.31(公布)	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加		●
	ばく露を最小限にする こと（ばく露を発生する設備に近づかないこと）		●
	ばく露発生装置等の 意見聴取、記録作成・保 存		●
	皮膚等有害化学物質 への皮膚接触の防止 （保護措置を怠らな いこと）		●
	衛生委員会設置の 追加		●
	がん等の発がん性 物質の把握強化		●
	リスクアセスメント 結果等に係る記録の 作成・保存		●
	化学物質発生学 習場等への労働安全 衛生委員会による 指示		●
	リスクアセスメント に基づく健康診断の 実施・記録作成等		●
	がん原因物質の 作業記録の保存		●
実 施 方 法 の 強 化	化学物質管理責任 者・保護員等管理 責任者の適任義務 の厳格化		●
	雇入れ時健康診断 の厳格化		●
	職場等に対する 安全衛生教育が必 要となる業種の 拡大		●
	SDS等による 通知方法の厳格 化	●	
債 権 任 重 の 強 化	SDS等の「人 体」及び「内 用」の定期確認 及び更新		●
	SDS等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	SDS等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	SDS等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
管 理 水 準 良 好 事 業 場 の 特 別 規 則 等 の 適 用 除 外	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
第 三 管 理 区 分 事 業 場 の 格 差 強 化	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●
	法令等による 通知事項の追加 及び有害表示の 適正化		●

### 制度の内容・職場の化学物質に関する無料相談窓口



職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

### 福井産業保健総合支援センターの相談窓口のご案内



- ・新たな化学物質規制の内容に関する相談
- ・専門的な支援を希望する場合、個別訪問等

### ポータルサイト・ケミガイド



厚生労働省では、新たな化学物質規制を分かりやすく発信するため、ポータルサイトを公開しています。ご活用ください。



# 化学物質関係改正事項・付録

改正概要	資料関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>雇入れ教育の拡充</li> <li>衛生委員会付議事項の追加</li> <li>化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示</li> <li>ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存</li> </ul> <p>令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	   <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制(労働安全衛生規則等)の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容)に関するQ&amp;A</p>
<p>ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加</p> <p>令和6年4月1日施行</p>	<p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行)</p>   <p>従来から必要な物質は、労働安全衛生法施行令第1表第9及び別表第3第1号に掲げる物質</p>
<p>ばく露を最小限度とすること(ばく露を濃度基準値以下にすること)</p> <p>令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	<p>労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覽)(令和6年4月1日施行)</p>   <p>化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和6年5月8日改正)</p>
<p>皮膚等障害化学物質への直接接触の防止</p> <p>令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	<p>皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト(令和5年11月9日更新、裾切値を追記)</p>    <p>リーフレット 皮膚等障害防止用保護具の選定マニュアル</p>
<p>リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等</p> <p>令和6年4月1日施行</p>	<p>リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について</p>     <p>リーフレット パブリックコメント(令和5年10月17日現在)</p> <p><b>NEW</b> リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&amp;A(令和6年7月25日現在)</p>
<p>化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化</p> <p>令和6年4月1日施行</p>	<p>「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質等の管理に関する講習等の適用等について」の改正について</p>     <p>「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質等の管理に関する講習等の適用等について」の改正について</p> <p>保護具着用管理責任者に対する教育の実施について</p> <p>防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について ※ 防じんマスク通達と防毒マスク通達は廃止</p> <p>左上の化学物質管理者講習テキストP172も参照</p>
<p>SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化</p> <p>令和6年4月1日施行</p>	<p>「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について</p>  
<p>第三管理区分事業場の措置強化</p> <p>令和6年4月1日施行</p>	<p>作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について</p>   

